

富士見市建築物耐震改修促進計画<<概要版>>

令和8年3月改定

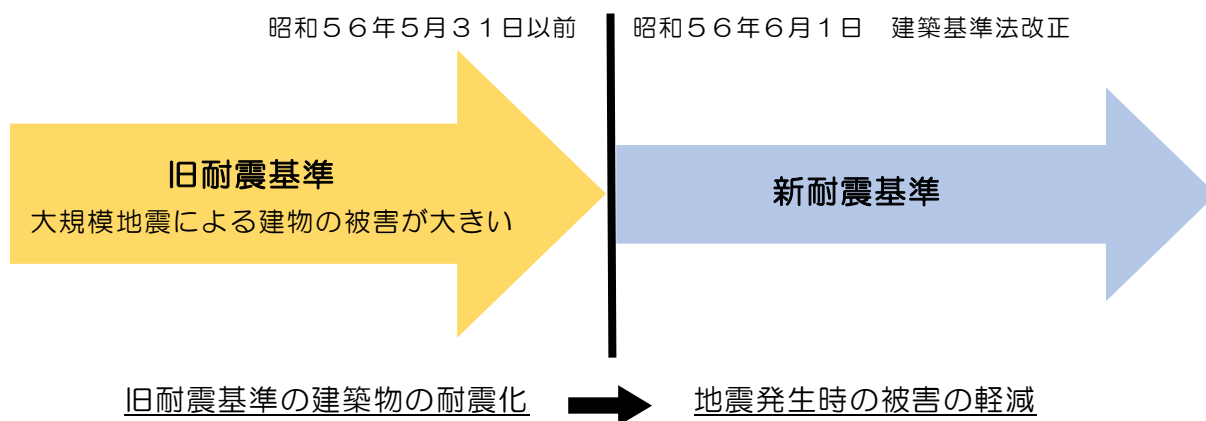
1 計画の目的等

計画策定の背景や目的

平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の後、大規模地震に伴う建物被害、人的被害の軽減を目的として、平成7年10月に耐震改修促進法が制定されました。

また、不特定多数の者が利用する建築物や避難に配慮を必要とする者が利用する大規模な建築物について、耐震診断を行い、報告を義務付ける等の主旨にて、耐震改修促進法が平成25年11月に改正され、相談体制の整備や所有者等の費用負担の軽減につながる事業推進等、効果的かつ効率的な建築物の耐震改修等を実施することが求められるようになりました。

本計画は昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された、いわゆる旧耐震基準の既存建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的としています。



計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



対象建築物

本計画で耐震化の目標を設定して取り組む対象建築物は、旧耐震基準で建築された以下のものです。

旧耐震基準で 建築された	住宅 (3階以上かつ1,000㎡以上の賃貸共同住宅等を除く)
-----------------	-----------------------------------

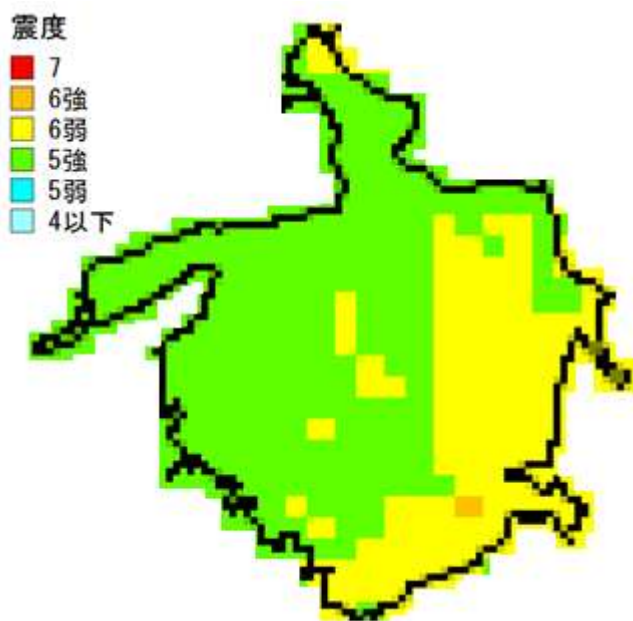
2 建築物の耐震化の現状と今後の目標

想定される地震の規模及び被害の状況

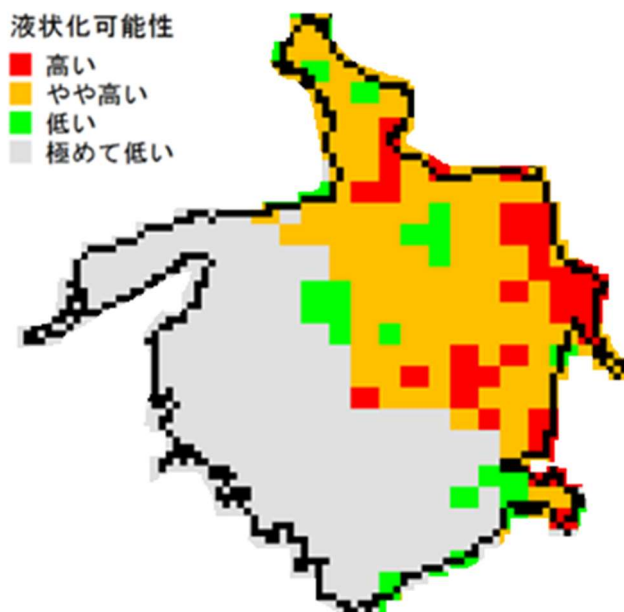
平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査に示す関東平野北西縁断層（破壊開始点中央）地震による被害が一番大きいと考えられますが、本計画では、平成26年3月時点から30年以内に発生する確率が70%と最も高い、東京湾北部地震を想定しています。

揺れや液状化による被害	全壊数（棟）		半壊数（棟）		死者数（人） ※冬夕方・8m/s		1週間後避難者数（人）	
	87		579		2		1,915	
震度分布	震度	震度階	割合	主な地域				
	震度6強	6.0~6.4	0.3%	水谷地域の一部				
	震度6弱	5.5~5.9	35.5%	針ヶ谷1丁目・2丁目、水谷地域の一部、水谷東1丁目~3丁目、南畑地域の一部、市役所周辺				
	震度5強	5.0~5.4	64.2%	ほぼ全域				
液状化危険度	危険度	割合	主な地域					
	高い	10.0%	南畑地域、水谷地域の各一部					
	やや高い	33.2%	南畑全域、みどり野全域に分布					
	低い	6.9%	山室地域、南畑地域、水谷地域の各一部、水谷東2丁目					
	極めて低い	49.9%	南西部の台地部					
被害棟数が多いと予測される地域	5棟以上 10棟未満				水谷東2丁目・3丁目			
	2棟以上 5棟未満				水谷東1丁目			

震度分布図



液状化可能性分布図



(出典) 埼玉県地震被害想定調査より抜粋

建築物の耐震化の現状及び目標設定

住宅の耐震化の現状

平成30年、令和5年に実施された住宅・土地統計調査等を基に推計した住宅の耐震化率の推移は以下のとおりです。

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅			新耐震基準 の住宅	計	耐震化率 (%)
	a	耐震性なし B	耐震性あり c			
平成30年 10月1日	8,899	4,310	4,589	39,301	48,200	91.0%
令和5年 10月1日	8,202	3,536	4,666	43,658	51,860	93.1%
令和7年 3月31日	7,997	3,438	4,559	44,935	52,932	93.5%

住宅の耐震化の目標

令和12年度末の目標は、国の基本方針及び埼玉県を基に定め、住宅の耐震化率については以下のとおりです。

対象建築物の種類	現状	目標
	令和6年度末	令和12年度末
住宅	93.5%	95%

住宅の簡易耐震診断

本市では、平成17年度から市内の木造住宅を対象に簡易耐震診断を開始しました。平成18年度からは各町会に働きかけることや、(社)埼玉建築士会の協力を得て相談会を実施し、令和6年度までの20年間で計390戸の診断を行いました。

建築年順集計表(単位:戸)

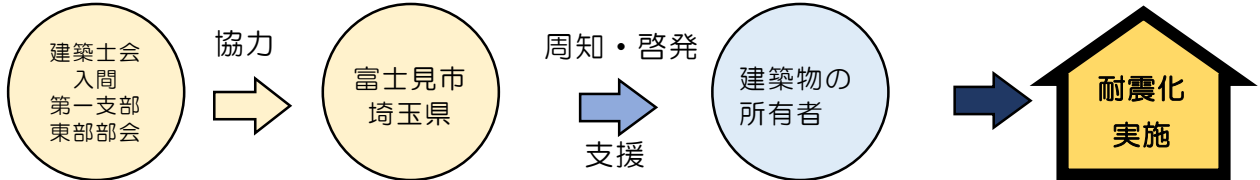
建築年	A:1.5以上 安全	B:1.0~1.5 概ね安全	C:0.7~1.0 やや危険	D:0.7未満 危険	計
昭和27年~昭和45年	0	4	38	42	84
昭和46年~昭和56年	0	13	63	76	152
昭和57年~平成12年	17	65	40	21	143
平成13年以降	5	6	0	0	11
計	22	88	141	139	390

※(財)日本建築防災協会の耐震チェックプログラム又は一般診断法による診断プログラムによって算出

3 計画を推進するための体制

計画を推進するための役割分担

対象建築物	取組主体
住宅（3階以上かつ1,000㎡以上の賃貸共同住宅等を除く）	富士見市
多数の者が利用する建築物 緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物	埼玉県



関係団体等による協議会の活用

本市は、埼玉県、市町村及び建築関連団体（11団体）で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」（75会員）を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図ります。

4 建築物の耐震化の促進に向けた取組方針と施策

建築物の耐震化に向けた取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、その所有者が震災対策を自らの問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠です。

そこで、本市は埼玉県と連携しながら、所有者の耐震化に対する意識啓発と耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減の施策に取り組みます。

建築物の耐震化を促進するための施策

住宅の耐震化の促進に関する施策

- ・耐震診断及び耐震改修に対する補助
- ・無料簡易耐震診断
- ・相談窓口の設置及び情報提供
- ・住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
- ・リーフレットの配布等による啓発
- ・高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度の普及

その他の安全対策

- ・ブロック塀等の倒壊対策に係る補助
- ・窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策の普及啓発
- ・新耐震基準の木造住宅への対応の検討
- ・地震ハザードマップの活用
- ・設備機器・家具等の固定・転倒防止策の普及啓発
- ・地震保険の周知
- ・旧耐震基準空家の除却促進
- ・埼玉県の建築物の耐震化に関する取組との連携
- ・危険物貯蔵場等の安全対策
- ・密集市街地における耐震化の促進

お問い合わせ

富士見市 建設部 建築指導課
☎354-8511 富士見市大字鶴馬1800番地の1
☎049-252-7127（直通）

